



## 雇用保険法等改正法案成立

雇用保険法等改正法案は、3月16日に衆議院で可決し、3月22日から参議院で審議が始まりました。3月25日には参議院厚生労働委員会で、憲政史上初の参考人全員が女性という参考人質疑が行われました。3月29日に参議院厚生労働委員会で可決し、16項目の付帯決議が決議されました。同法案は同日16時から開かれた参議院本会議において全会一致で可決・成立しました。（法案の内容は政策ニュース13号参照）

### ＜3月29日、参議院厚生労働委員会における 津田議員の質疑（介護休業）＞

【津田議員】参考人質疑では93日が経過しても要介護者が施設に入れないという実態を参考人が述べていた。入所できない場合は特例的な対応として休業期間の延長を請求できる仕組みの創設を検討すべきだ。

【厚労大臣】事業主の雇用管理の負担を考慮し休業期間については変更しなかった。施行後の状況を踏まえて要介護者が施設に入所できない場合に休業期間を延長できる仕組みを検討していきたい。

【津田議員】介護が一定以上の長期に及んだ場合、再度取得が可能となる仕組みの創設についても検討していただきたい。

【厚労大臣】介護休業のリセットとうアイデアは与野党を問わずいろいろなご意見がある。今後再度取得が可能となる仕組みを検討し

たい。

【津田議員】介護休業の取得回数が3回ということになったが、これを5回に増やした場合労働者にデメリットは発生するのだろうか。

【大臣政務官】働く側について特段の不利益はない。

【津田議員】法改正の趣旨を踏まえて、今後取得回数の増加を目指すべきだと思う。特段の混乱がないということならば、将来的には増加を検討するという方向でよろしいか。

【大臣政務官】今回の改正法の趣旨を踏まえ、検討を行っていききたい。

【津田議員】介護休暇と子の看護休暇が半日単位で取得可能となるが、時間単位取得など更に柔軟な取得や介護のための所定労働時間の短縮措置などについて引き続き必要な検討を行っていただきたい。

【大臣政務官】労働者が離職せずに働き続けるために、今回の施行の状況を踏まえ検討を行っていく。

【津田議員】年間で10万人とも言われる介護離職者が、今回の措置によりどの程度減すると想定しているのか。

【厚労大臣】具体的な数字を示すのは困難だが、介護離職には働き方が大きく影響している。内容的には課題もあるが、今回の改正でより多くの介護離職を防ぐことができると考えている。